

目 次

1. 平成21年5月29日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第40号から議第45号）	9
9. 日程第5 提案理由の説明	9
10. 日程第6 議案の委員会付託	11
11. 日程第7 委員長報告	12
12. 総務委員長報告	13
13. 産業経済委員長報告	15
14. 日程第8 質疑・討論・採決	15
15. 日程第9 議員提出議案上程（議員提出第3号）	17
16. 日程第10 質疑・討論・採決	18
17. 日程第11 追加議案上程（議第46号）	18
18. 日程第12 提案理由の説明	18
19. 日程第13 質疑・討論・採決	19
20. 閉 会	20
21. 署 名 欄	21

第 1 号

5 月 2 9 日 (金)

平成21年第3回玉名市議会臨時会議事及び会期日程表

5月29日(金曜日)

開 会 宣 告 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程(議第40号から議第45号)
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第2号
平成20年度玉名市一般会計補正予算(第8号)
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第45号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 議案の委員会付託
(休憩中委員会)
- 日程第7 委員長報告
- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 日程第8 質疑・討論・採決
- 日程第9 議員提出議案上程(議員提出第3号)
- 議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 質疑・討論・採決
- 日程第11 追加議案上程(議第46号)
- 議第46号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 提案理由の説明

日程第13 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

平成21年第3回玉名市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成21年5月29日（金曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第40号から議第45号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

- 日程第7 委員長報告
 - 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 日程第8 質疑・討論・採決
 - 日程第9 議員提出議案上程（議員提出第3号）
 - 日程第10 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第40号から議第45号）
 - 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第2号
平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
 - 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第43号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第44号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第45号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第7 委員長報告

1 総務委員長報告

2 産業経済委員長報告

日程第8 質疑・討論・採決

日程第9 議員提出議案上程（議員提出第3号）

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 質疑・討論・採決

日程第11 追加議案上程（議第46号）

議第46号 玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第12 提案理由の説明

日程第13 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋讓治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	田中等君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	今上力野さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	出口博則君	建設部長	望月一晴君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	植原宏君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君
教育委員長	内田實君	教育長	菊川茂男君
教育次長	前田敏朗君	監査委員	高村捷秋君

午前10時03分 開会

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。ただいまから平成21年第3回玉名市議会臨時会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小屋野幸隆君） 会議録署名議員を指名いたします。

8番議員 作本幸男君、9番議員 福嶋譲治君、以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小屋野幸隆君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、5月22日の議会運営委員会の結論に基づき、本日1日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（小屋野幸隆君） 市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

本日は平成21年第3回玉名市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、そろって御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、感謝を申し上げます。

まず冒頭に度重なる不祥事で、行政への信頼を著しく損ねましたことは誠に遺憾であり、議員各位を初め市民の皆様方に心からおわび申し上げます。厳しい反省のもとに市民の信頼回復に向け、さらに職員1人1人綱紀粛正に厳粛に取り組んでまいりますので、議員各位のさらなる御指導をお願い申し上げます。

さて、桜、藤と春を告げた玉名の花暦もいよいよ初夏、花しょうぶの季節を迎えました。多くの方々に目で親しんでいただければと願っております。それとともに海のシーズンへと向かうところでございますが、玉名市沿岸にアナアオサが異常繁茂し、非常

に憂慮しているところであります。漁業関係者の御苦勞はもとより、県の水産研究センターによる調査分析や今後予想される被害対策等に対し、水産連絡会議等を開催し、漁協、県、市が真剣に対応策を協議しているところではありますが、4月末の時点でアオサの繁茂面積は281ヘクタール、繁茂量4,467トンと推計される膨大な量に困惑をしております。いずれにしてもこの豊穰の有明の海を死滅させるわけにはなりません。各漁協の対策を踏まえ、でき得る限り支援できるよう来月3日の全国市長会での上京に際しても提言書を携え、県はもとより国にも強く訴えながら市としても最善の努力をいたす所存でございます。

本議会には人事院臨時勧告を踏まえた国家公務員給与法の改正に準じて6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるための条例案2件の提案と専決処分4件の報告をさせていただきます。なお、私と副市長の給与の減額についての条例案も追加上程させていただく予定であります。詳しくは副市長、総務部長からの提案理由の説明の中で申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。第3回玉名市議会開会に当たってのあいさつとさせていただきます。お世話さまになります。

日程第4 議案上程（議第40号から議第45号）

○議長（小屋野幸隆君） これより議案を上程いたします。

議第40号専決処分事項の承認について、専決第2号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）、議第41号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議第42号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第45号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案6件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。補正予算案件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。お手元に配付いたしております資料を御覧いただきたいと思います。

議第40号専決処分事項の承認について、専決第2号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）につきましてでございます。これは地方自治法の規定によりまして、専決処分を行ないましたので、同法の規定により議会の承認を求めるものでございます。主な内容につきましては、地方譲与税、利子割交付金等各種交付金及び市債の額の決定並びに法人市民税の減収見込などによりまして、補正をいたしたものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出総額の変更は行なわず、歳入科目内で調整を行なったところでございます。1款市税につきましては5,000万円の減額、2款地方譲与税は359万4,000円の減額、3款利子割交付金は796万1,000円の減額、4款配当割交付金は780万1,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金は872万7,000円の減額、6款地方消費税交付金は3,240万6,000円の減額、7款ゴルフ場利用税交付金は105万5,000円の減額、19款繰越金は6,445万8,000円の減額で、合計1億7,600万2,000円の減額でございます。なお21款市債は、事業の実績により借入額が決定したことによりまして、合計で2,450万円を増額したものでございます。なお10款地方交付税につきましては、市債とその他の交付金等の調整を行なうため、1億5,150万2,000円の増額を行なったものでございます。次に第2表繰越明許費につきましては、中心市街地活性化事業として4,800万円の追加を行なったものでございます。次に第3表地方債補正につきましては、各事業によりそれぞれ変更を行なったものでございますが、内訳としまして九州新幹線鉄道建設負担金ほか、農林水産関連、土木関連、教育関連の15件となっているところでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 副市長 高本信治君。

〔副市長 高本信治君 登壇〕

○副市長（高本信治君） おはようございます。私の方からは条例案件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。議第41号は専決処分事項の承認についてでございます。これは昨年度末に地方税法の一部改正が行なわれ、これに伴い国の準則に基づき、専決処分により玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正の主な内容でございますが、平成21年分以後の所得税におきまして、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当概年分の所得税において控除しきれなかった残額があるものにつきまして、翌年度の個人市民税の所得割額から最高5万8,500円までを控除するものでござ

ざいます。なお、この措置に伴う減収分は全額国費で補てんされることとなっております。この改正規定は平成21年4月1日から施行し、平成22年度以後の年度分の個人市民税について適用するものでございます。また平成21年度は3年に一度の固定資産価格の評価替えの年に当たり、固定資産税の負担調整措置として現行制度の基本的な仕組みを平成21年度から平成23年度まで継続するものでございます。

次に、11ページ、12ページお願いいたします。11ページ、議第42号でございしますが、これも前号と同じく地方税法の一部改正に伴い、玉名市都市計画税条例について専決処分により一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正の主な内容といたしましては、前号の固定資産税同様、現行制度の基本的な仕組みを平成21年度から平成23年度まで継続するものでございます。内容につきましては12ページでございます。

次に、13ページをお願いいたします。議第43号でございしますが、これも前2号と同じく地方税法の改正に伴い玉名市国民健康保険税条例につきまして、専決処分により一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正の主な内容でございますが、医療費の増加により負担が集中する中間所得者層への配慮などから地方税法が改正されましたもので、介護納付金にかかる賦課限度額を現行の「9万円」を「10万円」に改正するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。議第44号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは国家公務員に準じて本年6月に支給いたします期末手当に関し特例措置を講ずるため、条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、市長、副市長の期末手当の支給割合を「1.6月分」から「1.45月分」に引き下げるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。議第45号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これも国家公務員に準じて本年6月に支給いたします期末手当に関し特例措置を講ずるため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしまして、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計を「2.15月分」から「1.95月分」に0.2月分引き下げるものでございます。

以上、提案理由の御説明申し上げましたけれども、詳細につきましては各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 議案の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に議案を付託いたします。議第40号専決処分事項の承認

について、専決第2号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第45号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの、議案6件については、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第2号
平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（総則・第1表歳入の部・第3表地方債補正 変更）
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第45号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

産業経済委員会

- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第2号
平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（第2表繰越明許費補正 追加）

○議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。委員会審査のため、休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前11時50分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。審議の方法は各委員長の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） それでは、総務委員会に付託されました案件は議案6件であります。審議の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議第40号専決処分事項の承認について、専決第2号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。補正予算の専決処分については、地方譲与税、各種交付金及び市債の額の決定並びに法人市民税の減収見込などにより3月31日に専決処分がなされたものです。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出総額の変更は行なわず、歳入科目内で調整を行なったものです。1款市税は5,000万円の減額、2款地方譲与税は359万4,000円の減額、3款利子割交付金は796万1,000円の減額、4款配当割交付金は780万1,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金は872万7,000円の減額、6款地方消費税交付金は3,240万6,000円の減額、7款ゴルフ場利用税交付金は105万5,000円の減額、19款繰越金は6,445万8,000円の減額で、合計1億7,600万2,000円の減額です。21款市債は事業の実績により借入額が決定し、合計で2,450万円の増額。10款地方交付税は市債とそのほかの交付税等の調整で1億5,150万2,000円の増額。次に第3表地方債補正については各事業により、それぞれ変更を行なったもので、教育関連1件を含めて15件あります。委員から法人市民税の減収の理由とその事業所の法人所得の前年度と今年度の比較について質疑があり、執行部から減収理由は大手事業所1社分であり、決算から見ると平成19年度の税割りで1億円ぐらいの増であった。それと今回の税額と比較すると約60数%の減との説明がありました。審査を終了し、採決の結果、議第40号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第41号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。これは昨年度末に地方税法の一部改正が行なわれ、これに伴い国の準則に基づき専決処分により玉名市税条例の一部改正を行なったもので、改正の主な内容は平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当該年分の所得税において控除しきれなかった残額があるものについて、翌年度の個人市民税の所得割額から最高5万8,500円まで控除するもので全額国費で補てんされるものです。この改正は平成21年4月1日から施行、平成22年度以降の年度分の個人市民税について適用するものです。また平成21年度は3

年に一度の固定資産価格の評価替えの年に当たり、固定資産税の負担調整措置として現行制度の基本的な仕組みを平成21年度から23年度まで継続するものです。委員からはこの適用を受けるためには改めて申請書の提出が必要かとの質疑に、執行部から21年度は提出してもらったが、はっきり決まっていないが、22年度からは必要ないと思うとの答弁でした。また、委員からこの条例の中には上場株式に対する株式配当の軽減措置の延長も含まれているので賛成できないとの意見がでました。審査を終了し、採決の結果、議第41号については、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決しました。

議第42号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部改正についてですが、これも地方税法の一部改正に伴い改正したもので、主な内容は前号の固定資産税同様、現行制度の基本的な仕組みを平成21年度から平成23年度まで継続するもので、この改正は平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の年度分の都市計画税について適用するものとの説明がありました。審査を終了し、採決の結果、議第42号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

議第43号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これも地方税法の一部改正に伴い国の準則に基づいての条例改正であり、改正内容は医療費の増加により負担が集中する中間所得層への配慮などから地方税法が改正されたもので、介護納付金にかかる賦課限度額を現行の「9万円」を「10万円」に改正するものです。委員から中間所得者層の上限について質疑があり、執行部から上限世帯は約400世帯あり400万円の予算を計上している旨の答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第43号については、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第44号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは国家公務員に準じて本年6月に支給する期末手当に関し特別措置を講ずるため、条例の整備を図るもので、内容は市長等の期末手当の支給割合を「1.6月分」から「1.45月分」に引き下げるものです。審査を終了し、採決の結果、議第44号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第45号玉名市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これも国家公務員に準じて本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関し特別措置を講ずるため、条例の整備を図るものです。内容として職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計を「2.15月分」から「1.95月分」に引き下げるものです。委員から景気悪化が言われている中、職員に対するマイナス勧告はますます景気悪化に拍車をかけることになると思うので賛成できないとの意見がありました。審査を終了し、採決の結果、議第45号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上をもちまして、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

〔産業経済委員長 横手良弘君 登壇〕

○産業経済委員長（横手良弘君） 今回、産業経済委員会に付託されました案件は、議第40号専決処分事項の承認について、専決第2号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。その審査の経過と結果について御報告をいたします。

第2表繰越明許費補正の追加であります。7款商工費1項商工費の中心市街地活性化事業として4,800万円を追加するものであります。これは本年2月16日に開催されました臨時議会においてマルシヨク跡地の用地購入費として可決されたものであります。平成20年度の予算で用地費の支払いを行なう予定でありましたが、相手方との交渉の結果、年度を越えての登記及び支払いとなったものであります。そのため契約日が平成21年3月31日となり、所有権移転登記が年度明けの4月1日、その後の平成21年4月15日に用地購入費として4,725万円を支払ったものであります。その結果、平成21年度に繰り越しとなったものです。委員からは面積を平方メートルから坪に直してからの計算について質問があったほかに特に意見はなく、審査を終了し、採決の結果、議第40号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番 前田正治君。

○6番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案されている議案の中で、議第41号専決処分玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議第45号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案には反対をし、その理由を今から言います。

市税条例について、住宅ローン減税で所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額は個人住民税から控除できるようになり、庶民の家計を支える制度ができました。ところが一方では上場株式などの配当譲渡益に対する軽減税率が延長される改正も含まれています。平成21年1月1日から上場株式などの配当は100万円以下部分、譲渡益は500万円以下部分のみを10%の軽減税率とし、平成22年1月1日からは20%の本則税率に戻すことになっておりました。ところが今回10%の軽減税率を復活させてさらに3年間も延長することになりました。私はこうした大資産家を優遇する税制を継続することに反対をします。

次に、一般職員の給与に関する条例制定についてであります。これは人事院の臨時勧告により既に決定していた職員の夏期一時金を0.2カ月分減額するものであります。民間は今大変だから公務員のボーナスも減らせ、こういうのはもっともらしく聞こえます。しかし公務員のボーナスが削減されれば、民間企業、中小企業の給料や賃金・手当にも悪影響を及ぼし、ますます消費が抑えられ景気を冷やし、さらに賃金の低下につながる悪循環になります。今消費を促し、内需拡大による景気の回復が求められています。景気が一番、そのために批判が多かった定額給付金も強行されました。補正予算も景気回復のためであります。景気、景気と言いながら既に決まっていた公務員の一時金を削減することは景気回復に冷や水を掛ける何ものでもありません。したがって、私は玉名市職員の給与に関する条例改正について反対をします。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第41号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第40号 専決処分事項の承認について 専決第2号

平成20年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第42号 専決処分事項の承認について 専決第4号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議案3件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第41号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第41号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第41号については原案のとおり決定いたしました。

議第45号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第44号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第44号については、原案のとおり決定いたしました。

議第45号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第45号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第45号については原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議員提出議案上程（議員提出第3号）

○議長（小屋野幸隆君） 次に、議員提出第3号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第3号は議事の都合に

より、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） 議員提出第3号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出第3号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程の追加についてお諮りいたします。議第46号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第11 追加議案上程（議第46号）

○議長（小屋野幸隆君） 議第46号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お手元に配布しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第12 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

副市長 高本信治君。

[副市長 高本信治君 登壇]

○副市長（高本信治君） 追加提案をいたしました条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議第46号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは職員の不祥事に伴い、市長の給料月額100分の35、3カ月、副市長の給料月額100分の25、3カ月減額するため、条例を制定するものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議第46号は議事の都合により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） 議第46号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第46号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、議第46号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、臨時議会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 臨時議会ということで、招集を申し上げたところでございますが、それぞれ御審議をいただき、提案いたしましたとおりに御承認いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、今後もさらに緊張ある市政の運営に努め

てまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。また6月に入りまして2日、3日と全国市長会が行なわれます。これも冒頭のごあいさつで申し上げましたが、異常な事態になっております有明海のあのアナアオサの問題について、今時間の調整等をこのときにもいたしておりますが、まずは熊本県庁の方にいろいろこれまでも御協議してまいりましたが、さらにお願いをし、そしてあわせて中央の方にも農林省を初めとして関係機関にお願いをしまいたすつもりでございます。いずれにいたしましても最善の努力を尽くして漁民の皆さんと一緒に、その解決のために向かいたいと思います。それが終わりますと6月5日からまた6月議会をお願いすることになります。どうぞひとつ6月議会も目前に迫っておりますが、よろしく願いをいたします。その間、情報として流れておりますのは国会の方でもこの6月12日には補正予算案が事実上可決成立をする予定と伺っております。そういうことになりますと、この補正予算案に対する対応を私どもは深めていかななくてはなりません。執行部あげて精いっぱい努力をして、この補正予算案等が明日の玉名の発展あるいは夢につながるようしっかりと対応してまいりたいと思っております。どうぞ議員各位におかれましても、いろんな場面で御示唆をいただき、6月議会そしてその後に来る補正予算案の成立、それに伴う私どもの対応について御示唆いただき、お力をお貸しいただきますようお願いいたします。

いよいよ6月に入りますと梅雨の季節を迎えます。気候もいろいろと最近は変化が多ございます。どうぞひとつ議員各位におかれましては、この梅雨のうっとおしい季節を元気に乗り切ってくださいますように御健勝を祈念をして臨時議会閉会に当たってのごあいさつにさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） これにて本会議を閉じ、平成21年第3回玉名市議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 小屋野 幸 隆

玉名市議会議員 作 本 幸 男

玉名市議会議員 福 嶋 讓 治

玉名市議会会議録
平成21年第3回臨時会

発行人 玉名市議会議長 小屋野幸隆

編集人 玉名市議会事務局長 田中等

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155